

湊御殿庭園管理業務委託仕様書

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 業務委託名称 | 湊御殿庭園管理業務委託 |
| 2 業務委託個所 | 和歌山市西浜 1 1 6 1 番地（名勝養翠園内） |
| 3 委託期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |
| 4 発注者 | 和歌山市産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課 |

湊御殿庭園管理業務委託は、和歌山市が賃借する名勝養翠園の用地を、名勝としての景観を保ち来園者が軽快に利用できる良好な状態を保つために、高木から低木、芝生広場等の植栽を剪定等により適切に管理することを目的とする。

湊御殿庭園は開園時間中一般開放している。業務の実施中は作業範囲に立入り防止柵を設けて来園者の安全を確保しなければならない。また、作業完了後は速やかに来園者に開放しなければならない。ただし、薬液散布等は必要な養生期間を設けること。

I 業務管理計画

受注者は、湊御殿庭園管理業務を実施するにあたり、着手までに業務管理計画書を作成し和歌山市監督職員に提出しなければならない。

業務管理計画書には、樹木管理・芝生管理の業務内容・実施方法・時期等を記載すること。また、管理計画の策定においては名勝養翠園の植栽管理と調和を考慮するものとする。

II 業務の実施

1 実施日

湊御殿は年中無休、開館時間は 4 月 1 日から 8 月 3 1 日までは 9 時から 1 8 時、1 月 1 日は 1 1 時から 1 7 時、その他の日は、9 時から 1 7 時までである。受注者は、契約期間内の開館時間内に業務を実施しなければならない。実施日については、事前に業務の日時、範囲、内容を含めて、和歌山市監督職員及び係員に通知しなければならない。

2 現場代理人

現場代理人は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

3 主任技術者

主任技術者は、造園技能士（1 級または 2 級）および、造園施工管理技士（1 級または 2 級）の資格を有する者で、業務個所に常駐して、専らその服務に従事するもので、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。なお、落札業者は、当該資格等の保有状況を確認するための書類（資格証の写し、雇用を証する書類の写し等）を契約締結時に和歌山市に提出すること。

4 安全の確保

受注者は、来園者の安全を確保するため、業務作業に使用する範囲に立入り防護柵を設けて区分しなければならない。特に高枝の剪定、薬剤の散布等は影響の範囲を考慮し対処すること。

5 業務により受注者が発見した庭園の異常、設備の破損等については、速やかに和歌山市監督職員及び係員に通知しなければならない。また、その状況が危険な場合、受注者は必要な処置を実施しなければならない。なお、この業務には、施設の修繕業務は含んでいない。

6 業務作業には備え付けの水道を使用してよい。ただし、その他の器具類の全てを受注者が負担しなければならない。

7 剪定枝及びその他のゴミは、受注者が適時処分しなければならない。

8 完了報告書

受注者は、業務完了時に完了報告書を作成し発注者に提出しなければならない。完了報告書の内容は次のとおりとする。

業務日誌

写真帳（着前、作業中、完了写真、各業務ごとに取りまとめること）

III 樹木管理

1 剪定

剪定は、植栽樹木的美観、景観、樹勢の確保・向上のため適切に実施すること。

剪定の時期は、樹種により最も適切な時期を受注者が選定し、和歌山市監督職員の承諾を得ること。

業務に必要な器具類・仮設費等の一切の費用を含む。

剪定くずの集積・積み込みまでの一連の作業を含む。

① 基本剪定

密生した枝や不必要な枝を除去し樹形の骨格をつくる。

② 枝葉処分工

剪定した枝葉は、産業廃棄物として許可を得た処分業者に引き渡すこと。枝葉の処分はマニユフェスト管理の対象となる。

2 薬剤散布（松喰虫防除薬剤散布含む。）

薬剤散布は、病害虫の発生を防止するため、適切な時期に散布する。樹種・病原菌の種類・害虫の種類等を考慮し、薬剤の種類・散布時期を調整しなければならない。

松喰虫防除薬剤散布は、年2回実施する。薬剤の種類・散布時期を調整しなければならない。

散布の時期は受注者が選定し、和歌山市監督職員の承諾を得ること。

3 雨トユ清掃

雨トユ清掃は、湊御殿の建物及び便所を対象とする。業務に必要な器具類・仮設費等の一切の費用を含み、集積した堆積物の処分までを含む。

4 カキツバタ刈込

年1回実施する。処分を含む。適切な時期を受注者が選定し、和歌山市監督職員の承諾を得ること。

5 水路浚渫

年1回実施する。処分を含む。適切な時期を受注者が選定し、和歌山市監督職員の承諾を得ること。

IV 芝生管理

1 芝刈

芝刈りは、芝生の美観・景観・日照・生育の向上・維持を目的とする。

芝の種類は野芝である。芝刈りは芝の生育状況から判断し適切な時期に実施することとする。

ハンドガイド式芝刈り機を標準としているが、施工場所の良否により搭乗式・肩掛け式・手刈等により芝生広場の全面を美観良く仕上げること。

業務に必要な器具類の一切の費用を含み、刈くずの集積・積み込みまでの一連の作業を含む。

2 除草

雑草による芝生の日照・通風・生育の阻害を防止する。

除草は人力により年1回適切な時期に実施する。

業務に必要な器具類の一切の費用を含み、草類の集積・積み込みまでの一連の作業を含む。

3 芝生施肥

施肥は、春と秋の2回実施する。肥料は液肥または粒状固形肥料を標準とする。

4 薬剤散布

薬剤散布は、病害虫の発生を防止するため、適切な時期に散布する。樹種・病原菌の種類・害虫の種類等を考慮し、薬剤の種類・散布時期を調整しなければならない。

5 目土入れ

目土は、凹凸面をならし芝目の発芽促進、刈込の均一化を目的とする。

目土は砂質土とし100㎡あたり0.5㎡補充し、人力施工として500平方メートルを標準とする。

業務を行う個所は、和歌山市監督職員の立会いのもとで決定する。

業務に必要な器具類の一切の費用を含む。

6 発生材の処分

芝生の刈込、除草等の管理業務により発生したものは、産業廃棄物として許可を得た処分業者に引き渡すこと。枝葉の処分はマニフェスト管理の対象となる。

湊御殿庭園管理業務委託数量総括表

業務区分	工種	種別	細別	規格	単位	数 量	摘 要
本業務費					式	1	
樹木管理業務					式	1	
樹木整姿					式	1	
剪定					式	1	
基本剪定					回	1	
	カシ	常緑樹	C-90～119cm		本	1	
	クロマツ	針葉樹	C-30～59cm		本	5	
	マキ	針葉樹	C-60～89cm		本	3	
	クロマツ	針葉樹	C-60～89cm		本	2 1	
	クロマツ	針葉樹	C-90～119cm		本	8	
	クロマツ	針葉樹	C-120～149cm		本	1	
	ハゼ	落葉樹	C-30～59cm		本	3	
	生垣刈込	マキ			m	1 5	1 5 本
	生垣刈込	ウバメガシ			m	1 8	群生
	生垣刈込	ウバメガシ			m	1 8	3 6 本
	生垣刈込	キンメイチク			m	5 0	群生
	低木刈込	ヒラドツツジ			本	7 5	
剪定枝処分					式	1	
運搬					m ³	7	
処分費					m ³	7	
植栽管理					式	1	
薬剤散布					回	2	
	低木	ヒラドツツジ			本	7 5	1 本当り 1.2 1
	ウバメガシ	C-30cm 未満			本	8 0	1 本当り 1.2 1
	ハゼ	C-30～59cm			本	3	1 本当り 6.5 1
	マキ	C-30～59cm			本	1 5	1 本当り 6.5 1
	マキ	C-60～89cm			本	3	1 本当り 16 1
	カシ	C-90cm 以上			本	1	1 本当り 28 1
松喰虫防除薬剤散布 (クロマツ 3 5 本)					回	2	
薬剤散布費					式	1	
雨トユ清掃					回	5	
カキツバタ刈込					回	1	処分共
水路浚渫					回	1	処分共
芝生広場管理業務					式	1	
芝生刈込					式	1	

芝生除草	回	1	
芝生除草 人力	m ²	1 0 0 0	
芝生刈込	回	6	
芝生刈込 ハンドガイド式	m ²	1 0 0 0	
刈草処分	式	1	
運搬費	m ³	5	
処分費	m ³	5	
芝生管理	式	1	
芝生施肥	回	2	
施肥	m ²	1 0 0 0	100 m ² 当り 6 kg
薬剤散布	回	2	
薬剤散布	m ²	1 0 0 0	100 m ² 当り 100cc
芝生目土入れ	回	1	
目土入れ	m ²	5 0 0	
直接業務費（計）	式	1	
共通仮設費	式	1	
純業務費（計）	式	1	
現場管理費	式	1	
業務原価（計）	式	1	
一般管理費	式	1	
業務価格（計）	式	1	
消費税相当額	式	1	
委託業務費（計）	式	1	

5 疑義の質問について 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は湊御殿庭園管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税
円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第7条 乙は、次に掲げる者を定めて業務現場に設置し、仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

（1）現場代理人

（2）主任技術者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、期間の変更、契約金の請求及び受領に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 主任技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(契約期間の変更)

第10条 乙は、その責めに帰すことができない事由により、契約期間に委託業務を履行できなかったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面により契約期間の変更を求めることができる。この場合において甲は、変更した契約期間を遅滞なく、書面で通知するものとする。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第12条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により履行期日に委託業務を履行しない場合において、当該履行期日後相当の期間内に属する日に委託業務を履行できるときは、乙から委託金額の100分の10の金額に相当する額の損害賠償金を徴収して、履行期日を変更することができる。

(確認)

第13条 乙は、毎回、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わな

なければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第16条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若

しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２ 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

３ 甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第１８条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（１）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除

く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び第15条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行(処理)に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。